

平成19年9月25日

熊本県立甲佐高等学校保護者様

熊本県立甲佐高等学校長 船津 誠司

新しい生徒指導の方法の実施について（依頼）

このことについて、これまで本校で取り組んできた生徒指導をさらに充実するため、下記のとおり「プログレッシブディシプリン」の概念を一部導入した指導方法を実施します。

つきましては、この指導方法の趣旨や有効性等を御理解のうえ、生徒指導の成果があがりますよう、さらなる御協力、御指導のほどをお願いします。

なお、御不明な点や意見等につきましては、担当まで連絡くださいますよう、併せてお願いします。

記

- 1 開始期日 平成19年10月1日（月）
- 2 周知期間 平成19年8月20日（月）～9月30（日）
- 3 指導方法 従来のおりの「指導注意」で生徒の規範意識を喚起して、行動や意識の変革を促すが、その指導過程に、指導と違反内容の蓄積をする「指導票」を使用し、違反の段階と回数に応じて、指導のレベルを上げて反省の深化を図る。

4 問題行動に対する指導内容と指導段階

問題行動等	違反内容と回数	指導段階
[学校生活] ・無断欠席 ・無断早退	累積2回目	担任、学年主任指導
	累積4回目	生徒部長指導
	累積6回目	保護者招喚、教頭指導
	上記以上と翌月も再掲者	特別指導の対象とする。
[授業態度] ・担任等の指導に従わない ・授業に参加しない（怠学） ・授業妨害 ・暴言（軽微） ・無断退室 ・授業さぼり	累積3回指導	担任、学年主任指導
	累積5回指導	保護者招喚、生徒部長指導
	累積6回以上と翌月も再掲	保護者招喚、教頭指導又は特別指導対象
	1回目	学年主任指導
	累積2回目	保護者招喚、生徒部長指導、又は教頭指導
	累積3回目以上	特別指導対象
[服装頭髪違反] ・異装（違反制服等） ・シャツ出し ・腰パン ・ミニスカート ・ヨークなし ・髪の色脱色 ・染髪 ・ピアス ・装飾品 ・化粧	注意指導 1～2回	担当者、担任指導 従来の指導
	累積3回目	学年主任指導
	累積5回	保護者招喚、生徒部長指導
	累積6回以上	保護者招喚、教頭指導又は、特別指導
[遅刻指導] ・校門指導での遅刻 ・SHRや授業での遅刻	月に3回の遅刻	学年主任指導
	月に7回の遅刻	生徒部長指導と反省文、作業学習
	月に10回以上の遅刻	保護者招喚、教頭指導特別指導の対象
[その他] ・通信機器（携帯・ゲーム等）の使用	1回目	放課後まで預かり（担当職員）
	累積2回目	担任が1週間預かり本人へ返還
	累積3回目	生徒部が2週間預かり保護者へ返還

違反累積回数は、月単位ではなく、開始以来の累積とする。ただし、規定の違反回数になり指導を受けた後、30日間違反等がない場合には、0回にもどる。

遅刻指導における「月に3回」の場合は、月ごとの集計指導とする。

問題行動に対しては、その場で厳重に指導するとともに、必ず所定の「指導票」に氏名を記入して所定の場所に提出する。

服装・頭髪違反は、校外での指導も含む。

5 その他 【参考】「プログレッシブディシプリン」の概念等は裏面に記載

【参考】 「プログレッシブディシプリンの意味」

プログレッシブディシプリンとは、Progressive(進歩的な・モダンな・累積的な)とDiscipline(訓練・規律)を組み合わせた造語で、『段階的指導』や『累積的規則指導』という意味で使われている。この考え方のもとになったのは、『ゼロトレランス(寛容なき指導)』であり、その考え方をよりきめ細かく効果的にするための方式である。

この指導方法を導入する際の目的は、大きく分けて次の2つである。

細かいものを見逃さず、許さないという指導により、大きな問題行動を未然に防ぐ。

基準を明確にし、段階に分けることで、「ぶれない指導」をおこなう。

なお、ゼロトレランスの本来の目的は、『善良な大多数の生徒の学習環境を守る』ということであり、理念・特徴・効果としては以下の3つがあげられる。

善良ならば、合理的で適正の規則に関して苦痛を感じないはずなので、合理的な規則を整備しなければならない。

規則違反行為に対して、必ず罰を受ける。それは自らの行動に責任を持つことであり自己責任をとる必要性を考えなければならない。

善悪の判断を的確に教え、善に対する権威を尊重し、これに従順に従う態度を養成し、悪を憎み批判する態度を養う。

担当

熊本県立甲佐高等学校

生徒指導主事 米原

電話：096 - 234 - 0041

E-mail:kousa@bears.ed.jp